

# 沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例

発出年月日：昭和 59 年 12 月 24 日

文書番号：沖縄県条例第 38 号

公表範囲：全文

## 改正

昭和 61 年 7 月 16 日条例第 26 号	平成元年 3 月 31 日条例第 23 号
平成 4 年 10 月 21 日条例第 52 号	平成 6 年 3 月 31 日条例第 15 号
平成 10 年 12 月 25 日条例第 35 号	平成 11 年 12 月 27 日条例第 63 号
平成 12 年 3 月 31 日条例第 57 号	平成 13 年 3 月 30 日条例第 26 号
平成 13 年 12 月 26 日条例第 54 号	平成 14 年 3 月 30 日条例第 11 号
平成 17 年 3 月 31 日条例第 10 号	平成 17 年 7 月 26 日条例第 39 号
平成 18 年 3 月 31 日条例第 32 号	平成 22 年 12 月 28 日沖縄県条例第 45 号
平成 27 年 12 月 25 日沖縄県条例第 64 号	

沖縄県風俗営業等取締法施行条例（昭和 47 年沖縄県条例第 38 号）の全部を改正する。  
（趣旨）

第 1 条 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 第 1 種地域 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域をいう。

（2） 第 2 種地域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域（以下「住居地域」という。）のうち、良好な風俗環境を保全するため必要があるものとして、公安委員会規則で定める地域をいう。

（3） 第 3 種地域 住居地域のうち、深夜において善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるものとして、公安委員会規則で定める地域をいう。

（4） 第 4 種地域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域をいう。

（5） 第 5 種地域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる商業地域をいう。

（6） 第 6 種地域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

（7） 第 7 種地域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域でない地域をいう。

（風俗営業の制限地域）

第3条 法第4条第2項第2号の条例で定める営業所の設置を制限する地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。

(1) 第1種地域及び第2種地域

(2) 第5種地域のうち、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定するものをいう。）、図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定するものをいう。）、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）、病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）又は診療所（医療法第1条の5第2項に規定する診療所で、患者を入院させるための施設を有するものをいう。以下同じ。）（以下「保全対象施設」という。）の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲50メートルの区域内の地域

(3) 第1種地域、第2種地域及び第5種地域以外の地域のうち、保全対象施設の敷地の周囲100メートル（保全対象施設の敷地が第5種地域にある場合は、50メートル）の区域内の地域

2 前項の規定は、移動風俗営業（営業を行う場所が常態として移動する風俗営業をいう。）については、適用しない。

（風俗営業の営業時間の特例）

第4条 法第13条第1項第1号の条例で定める習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日は次の各号に掲げる日とし、当該特別な事情のある日に係る同号の条例で定める地域はそれぞれ当該各号に定める地域とする。

(1) 旧盆（旧暦7月14日から同月16日までの日） 沖縄県の全域

(2) 年末・年始（12月21日から翌年1月3日までの日） 沖縄県の全域

(3) その他公安委員会が定める日 公安委員会が指定する地域

2 法第13条第1項第2号の午前零時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 那覇市松山1丁目1番から5番まで、松山1丁目13番及び松山1丁目14番並びに松山2丁目1番から12番まで

(2) 沖縄市上地一丁目1番から3番まで及び上地一丁目9番から16番まで並びに上地二丁目1番、上地二丁目2番及び上地二丁目8番から10番まで

3 第1項各号に掲げる日に係る当該各号で定める地域及び前項各号に掲げる地域につき法第13条第1項ただし書の条例で定める時は、午前1時とする。

（風俗営業の騒音及び振動の数値）

第5条 法第15条の条例で定める騒音に係る数値は、別表第1の左欄に掲げる地域ごとに、同表右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

2 法第15条の条例で定める振動に係る数値は、55デシベルとする。

（風俗営業者の遵守事項）

第6条 風俗営業者は、その営業に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 営業所において、卑わいな行為その他善良の風俗を害する行為をしないこと又はこれらの行為をさせないこと。

- (2) 営業の用に供する家屋又は施設（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条に規定する旅館業に係るものを除く。）において、客を就寝又は宿泊させないこと。
  - (3) 客の求めない飲食物を提供しないこと又は提供させないこと。
  - (4) 営業の用に供する家屋又は施設において、店舗型性風俗特殊営業を営まないこと又は営ませないこと。
  - (5) 営業中において、営業所入口に施錠をしないこと又は施錠をさせないこと。
- 2 法第 2 条第 1 項第 4 号の営業を営む風俗営業者は、その営業に関し、前項の規定によるほか、次の各号（まあじやん屋を営む者にあつては、第 1 号及び第 2 号）に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 営業所において、賭博類似行為その他著しく射幸心をそそるおそれのある行為をしないこと又はこれらの行為をさせないこと。
  - (2) 営業所において、著しく射幸心をそそるおそれのある方法で営業しないこと。
  - (3) 客に提供した賞品を買い取らせないこと。
  - (4) 営業所において、客に飲酒させないこと。  
(ゲームセンター等への年少者の立入制限)

第 7 条 法第 2 条第 1 項第 5 号の営業を営む風俗営業者は、午後 8 時後午後 10 時前の時間において 18 歳未満の者を営業所に客として立ち入らせてはならない。

(店舗型性風俗特殊営業の距離制限の基準となる施設)

第 8 条 法第 28 条第 1 項の条例で定める施設は、病院、診療所、公民館（社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 21 条の規定により設置されたものをいう。）及び博物館（博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）とする。

(店舗型性風俗特殊営業の禁止地域)

第 9 条 次の各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業は、それぞれ当該各号に掲げる地域においては、これを営んではならない。

- (1) 法第 2 条第 6 項第 1 号の営業 別表第 2 に掲げる地域
- (2) 法第 2 条第 6 項第 2 号の営業 別表第 3 に掲げる地域
- (3) 法第 2 条第 6 項第 3 号の営業 第 5 種地域以外の地域
- (4) 法第 2 条第 6 項第 4 号の営業のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和 59 年政令第 319 号）第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる施設であつて同条第 2 項の構造を有するものを設け、当該施設を宿泊に利用させる営業 別表第 3 に掲げる地域
- (5) 法第 2 条第 6 項第 4 号の営業のうち、前号に定める営業以外の営業 第 5 種地域以外の地域
- (6) 法第 2 条第 6 項第 5 号の営業 第 4 種地域及び第 5 種地域以外の地域
- (7) 法第 2 条第 6 項第 6 号の営業 別表第 3 に掲げる地域

(店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限)

第 10 条 次の各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業は、それぞれ当該各号に掲げる時間においては、これを営んではならない。

- (1) 法第 2 条第 6 項第 1 号及び第 5 号の営業 午前 1 時から午前 6 時までの時間

(2) 法第2条第6項第3号及び第6号の営業 午前零時から午前6時までの時間  
(店舗型性風俗特殊営業の広告及び宣伝の制限地域)

第11条 法第28条第5項第1号口の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、第9条各号に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる地域とする。

(無店舗型性風俗特殊営業の広告及び宣伝の制限地域)

第12条 法第31条の3第1項において準用する法第28条第5項第1号口の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、次の各号に掲げる無店舗型性風俗特殊営業の種別に応じ、それぞれ当該各号に掲げる地域とする。

(1) 法第2条第7項第1号の営業 別表第3に掲げる地域

(2) 法第2条第7項第2号の営業 第4種地域及び第5種地域以外の地域  
(受付所営業の距離制限の基準となる施設)

第13条 法第31条の3第2項において適用する法第28条第1項の条例で定める施設は、第8条に定める施設とする。

(受付所営業の禁止地域)

第14条 受付所営業は、別表第3に掲げる地域においては、これを営んではならない。

(受付所営業の営業時間の制限)

第15条 受付所営業は、午前零時から午前6時までの時間においては、これを営んではならない。

(映像送信型性風俗特殊営業の広告及び宣伝の制限地域)

第16条 法第31条の8第1項において準用する法第28条第5項第1号口の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、第4種地域及び第5種地域以外の地域とする。

(店舗型電話異性紹介営業の距離制限の基準となる施設)

第17条 法第31条の13第1項において準用する法第28条第1項の条例で定める施設は、第8条に定める施設とする。

(店舗型電話異性紹介営業の禁止地域)

第18条 店舗型電話異性紹介営業は、別表第3に掲げる地域においては、これを営んではならない。

(店舗型電話異性紹介営業の営業時間の制限)

第19条 店舗型電話異性紹介営業は、午前零時から午前6時までの時間においては、これを営んではならない。

(店舗型電話異性紹介営業の広告及び宣伝の制限地域)

第20条 法第31条の13第1項において準用する法第28条第5項第1号口の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、別表第3に掲げる地域とする。

(無店舗型電話異性紹介営業の広告及び宣伝の制限地域)

第21条 法第31条の18第1項において準用する法第28条第5項第1号口の広告又は宣伝を制限すべき地域として条例で定める地域は、別表第3に掲げる地域とする。

(特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域)

第 22 条 法第 31 条の 23 において準用する法第 4 条第 2 項第 2 号の条例で定める地域は、次の各号のいずれにも該当する地域とする。

(1) 第 4 条第 2 項各号に掲げる地域

(2) 児童福祉施設（児童発達支援センターを除く。）、病院及び診療所の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲 50 メートルの区域以外の地域

（特定遊興飲食店営業の営業時間の制限）

第 23 条 特定遊興飲食店営業者は、沖縄県の全域において、午前 5 時から午前 6 時までの時間においては、これを営んではならない。

（特定遊興飲食店営業の深夜における騒音及び振動の数値）

第 24 条 法第 31 条の 23 において準用する法第 15 条の条例で定める騒音に係る数値は、別表第 1 の左欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表右欄に定める深夜に係る数値とする。

2 法第 31 条の 23 において準用する法第 15 条の条例で定める振動に係る数値は、55 デシベルとする。

（特定遊興飲食店営業者の遵守事項）

第 25 条 特定遊興飲食店営業者は、その営業に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第 6 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号まで並びに同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項

(2) 午後 6 時後午後 10 時前の時間において 18 歳未満の者を営業所に客として立ち入らせるときは保護者の同伴を求めること。

（深夜における飲食店営業の騒音及び振動の数値）

第 26 条 法第 32 条第 2 項において準用する法第 15 条の条例で定める騒音に係る数値は、別表第 1 の左欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表右欄に定める深夜に係る数値とする。

2 法第 32 条第 2 項において準用する法第 15 条の条例で定める振動に係る数値は、55 デシベルとする。

（深夜における酒類提供飲食店営業の禁止地域）

第 27 条 酒類提供飲食店営業は、第 1 種地域及び第 3 種地域においては、深夜においてこれを営んではならない。

（風俗環境保全協議会を置く地域）

第 28 条 法第 38 条の 4 の条例で定める地域は、次に掲げる地域とする。

(1) 那覇市松山 1 丁目及び松山 2 丁目

(2) 沖縄市上地一丁目及び上地二丁目

（公安委員会規則への委任）

第 29 条 この条例の実施のための手続その他この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 60 年 2 月 13 日から施行する。  
(沖縄県文教地区建築条例の一部改正)
- 2 沖縄県文教地区建築条例(昭和 47 年沖縄県条例第 117 号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう略〕

附 則(昭和 61 年 7 月 16 日条例第 26 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 31 日条例第 23 号)

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 10 月 21 日条例第 52 号)

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は医療法の一部を改正する法律(平成 4 年法律第 89 号)第 2 条の規定の施行の日〔平成 5 年 4 月 1 日〕から施行する。

附 則(平成 6 年 3 月 31 日条例第 15 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成 4 年法律第 82 号)第 1 条の規定による改正前の都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、平成 8 年 6 月 24 日(同日前に同条の規定による改正後の都市計画法第 2 章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第 20 条第 1 項(同法第 22 条第 1 項において読み替える場合を含む。)の規定による告示があった日)までの間は、改正後の沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定は適用せず、改正前の沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成 10 年 12 月 25 日条例第 35 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第 4 条第 1 項第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 12 月 27 日条例第 63 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日条例第 57 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 12 月 26 日条例第 54 号）

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成 13 年法律第 52 号）附則第 1 条本文で規定する政令で定める日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 30 日条例第 11 号）

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成 17 年 3 月 31 日条例第 10 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則（平成 17 年 7 月 26 日条例第 39 号）

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日条例第 32 号）

この条例は、平成 18 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項第 2 号の改正規定は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 28 日沖縄県条例第 45 号）

この条例は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 25 日沖縄県条例第 64 号）

この条例は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

別表第 1（第 5 条、第 24 条、第 26 条関係）

地域	数値		
	昼間（午前 6 時後 午後 6 時前）	夜間（午後 6 時から翌 日の午前零時前）	深夜（午前零時から 午前 6 時まで）
第 1 種地域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
住居地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 4 種地域、第 5 種地 域及び第 6 種地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第 7 種地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル

別表第 2（第 9 条関係）

区分	地域
市	名護市 うるま市 沖縄市 宜野湾市 浦添市 那覇市（辻 2 丁目 10 番から 22 番

部	まで、辻2丁目24番及び辻2丁目25番を除く。) 豊見城市 南城市 糸満市 宮古島市 石垣市
郡部	国頭郡 中頭郡 島尻郡 宮古郡 八重山郡

別表第3 (第9条、第12条、第14条、第18条、第20条、第21条関係)

区分	地域
市部	名護市 うるま市 沖縄市 宜野湾市 浦添市 那覇市 豊見城市 南城市 糸満市 宮古島市 石垣市
郡部	国頭郡 中頭郡 島尻郡 宮古郡 八重山郡